

合法性、持続可能性の証明及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟

1 自主行動規範の趣旨

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟（以下「全買連」という。）は、以下の政策推進への対応の必要性を踏まえ、

- ① 木材の合法性、持続可能性の証明
- ② 発電用に供する木質バイオマスについて、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることの証明にあたっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

(1) 違法伐採、国等による環境物品等の調達への推進

平成 17 年 7 月に英国で開催された G 8 サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき「日本政府の気候変動イニシアチブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明した。

このような中、政府は、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達への推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改訂することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象としたところであり、違法伐採対策を推進することが必要である。

(2) 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の推進

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）が平成 23 年 8 月に成立し、平成 24 年 7 月 1 日から施行されたが、これに先立ち、平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号（以下「告示」という。）が告示された。この中において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごと

に調達価格等が定められたところである。

このため、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに発電利用に供する木質バイオマスが円滑に、かつ、秩序をもって供給されることが必要とされている。

2 取組内容

(違法伐採、国等による環境物品等の調達の推進に関する取組)

(1) 違法伐採に対する反対

全買連は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(2) 政府の取組への協力

全買連は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(3) 合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進

全買連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(4) 他の団体との連携

全買連は、違法伐採対策の実施にあたっては、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に関する取組)

(1) 木質バイオマスの発電利用の取組の促進

全買連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用を推進することに努めるものとする

(2) 関係者間の連携

全買連は、発電利用に供される木質バイオマスの安定的な供給等の観点から、関係者間での連携を図る。

(3) 既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

全買連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(共通の取組)

(1) 会員事業者等の認定

林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証

明方法（団体認定方式）に即して、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」を別途定め、全買連の会員及びその構成する事業者の認定を行い、合法性、持続可能性が証明された木材の供給及び間伐材由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

（２）情報の公開

全買連は、本行動規範に基づく取組み状況の概要を公表する。